

# 見附市立上北谷小学校におけるいじめの防止等のための基本方針

令和5年4月

見附市立上北谷小学校

はじめに

この見附市立上北谷小学校におけるいじめの防止等のための基本方針（以下「学校基本方針」という。）は、いじめ防止対策推進法と、新潟県いじめ等の対策に関する条例に基づき、本校におけるいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

## 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめは、全ての児童に関係する問題であり、どの児童にも、どの学校にも起こる可能性があることを踏まえ、本校の全ての児童を対象とし、学校の教育活動全体を通じて、いじめの未然防止の具体的な取組を推進するとともに、いじめの早期発見、迅速かつ的確な対応に向けた具体的な対策について、学校全体で組織的かつ計画的・継続的に取り組む。

また、いじめ問題への取組の重要性について、保護者・地域へも認識を広め家庭、地域住民や関係者との連携のもと、いじめ防止等に係る取組を推進する。

※「新潟県いじめ等の対策に関する条例」について

- ・「いじめ防止対策推進法」を基に、令和2年12月に施行された。

## 2 いじめの定義

「いじめとは児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍している該当児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的、または、物理的な影響を与える行為（インターネットを通して行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒の心身の苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

**「新潟県いじめ等の対策に関する条例」で、新たに「いじめ類似行為」が加わった。「いじめ類似行為」とは、SNS等で悪口を書き込まれたことについて、書かれた本人が知らないとしても、その行為を本人が知った時に、いやな思いをする可能性が高い場合をいう。「いじめ類似行為」は、いじめと同様に扱い、行為を行った児童に対して、学校は保護者などと連携をしながら指導を行う。**

## 3 いじめ防止等の対策のための組織の設置及び取組

本校に、いじめの防止等に関する対策をより実効的に行うための組織として、いじめ対策委員会を設置する。

当該組織は、本校におけるいじめ防止等に係る指導や支援の体制構築、対応方針の決定、保護者及び関係機関等との連携といった対応を組織的に実施する際、中核としての役割を担う。

### (1) 構成員

校長、教頭、生活指導主任、養護教諭、該当学年担任、スクールカウンセラー

### (2) 役割内容

迅速な情報の共有、関係ある児童への事実関係の聴取、指導や支援体制、対応方針の決定、保護者、関係機関との連携など

ア) 学校基本方針に基づく未然防止などの取組の実施、進捗状況の確認、年間計画の作成・実行・検証・修正など

イ) いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に係る情報の収集と記録及び共有

- ウ) 児童や保護者・地域への意識啓発と情報発信
- エ) 教職員の資質向上、意識啓発等に向けた研修の企画と実施
- オ) いじめやいじめが疑われる行為に対する相談、通報の窓口
- カ) 発見されたいじめやいじめの疑いがある事案への対応

#### 4 いじめ防止等のための具体的な取組

##### (1) いじめの未然防止のための取組

###### ①分かる授業の実施

- ・ねらいを明確にし、全ての児童が参加、活躍できる授業の工夫
- ・授業中の規律の徹底（姿勢・聞き方・話し方・学習の準備等）
- ・生活科、総合的な学習の時間での学校・地域を愛する取組

###### ②道徳教育の充実

- ・児童の実態に合った資料の活用
- ・心に響く道徳授業の実施
- ・継続的な実践力の育成
- ・「みつけ塾」「生きる」の活用

###### ③人権教育、同和教育の推進

- ・人権強調週間（12月上旬）…絆集会の実施・人権にかかわる道徳授業の実施
- ・同和教育…道徳授業において「生きる」シリーズの活用
- ・人権教育、同和教育についての校内研修の実施

###### ④社会性の育成、人間関係づくりの能力の育成

<異学年交流>

○なかよし班（縦割り班）での活動

- ・清掃
- ・花の植栽活動
- ・ふたば児童会祭り
- ・委員会主催の遊びや児童朝会

○町内での活動

- ・町内子ども会
- ・登下校

<他校との交流>

- ・みつばプラン交流（上北谷小・第二小・田井小による交流）
- ・ちごし保育園や南中学区の他校との交流

<地域との交流>

- ・Team 上北支援隊
- ・上北オータムフェスティバル
- ・運動会
- ・地域コミュニティー
- ・矢沢幸記念事業実行委員会

###### ⑤児童の主体的な取組

- ・学級活動 6月と11月

学級の問題点を明らかにし、児童による主体的な学級の問題解決を図る学級活動  
→絆朝会において成果の発表

- ・深めよう絆強調月間 6月・11月

生活目標とタイアップさせ、絆を深める活動に全校で取り組む。

\*南中学校区いじめ見逃しゼロスクール集会（絆集会）への参加・・・11月

- ・学級作り 4月、9月、1月

よりよい学級とするため話し合いを行い、目標の設定と見直しを行う。

4月は学級目標を決め、9月・1月は見直し、3月に総括を行う。

###### ⑥情報モラル教育の実施

学級指導の時間や学年懇談会において指導や啓発を行う。また、メディア機器を利用する上での危険性やマナーについて、学ぶ機会を設定する。

・生活強調週間の実施

南中学区における取組。一週間のメディア機器利用時間の軽減を含め、自らの生活プランニング力の向上を図る。

6月・9月・11月・1月に実施。

⑦職員間の情報交換、情報共有、連携の強化

毎週木曜日の職員打ち合わせ時間を利用し、児童の情報交換を行い、共有化を図る。

⑧スクールカウンセラーの活用

- ・児童や保護者の悩みに応じた相談やカウンセリングをしてもらう。
- ・いじめ対応にあたり、協議に参加してもらう。

(2) 早期発見のための取組（いじめを見逃さない取組）

①児童の日々の見取りと声かけ **いじめのサインを見逃さない**

- ・健康観察時に、一人一人の表情や声に注意する。
- ・休み時間などに、児童の様子を見たり、話し掛けたりする。
- ・児童の訴えには真摯に耳を傾ける。

②毎月の「生活アンケート」と実施後の教育相談を実施する。

「いやなことをされている」「いやなことをされているのを見た」と回答した児童への聞き取りと問題解決に向けた取組。

③「みんなのがっこうせいかつしらべ」アンケートの実施と教育相談（6月・11月）

児童全員への教育相談を行い、問題の発見、解決を図る。学級全体の問題点を把握する。

④1・2・3運動 家庭との連携

児童の欠席の際は、その日のうちに家庭へ連絡し、児童の状況を把握する。必要に応じて家庭訪問を行う。

⑤保護者、地域からの情報収集

保護者からの訴えに真摯に耳を傾ける。

パトロール支援隊、学校運営協議会（上北 style）の定例会で、児童の情報収集を行う。

**「新潟県いじめ等の対策に関する条例」では、県民に対して「いじめ」や「いじめ類似行為」を発見した場合や、いじめ等が行われている「疑い」がある場合には、学校に通報を呼びかけている。**

(3) いじめへの対処（迅速かつ的確な対応）

① 組織的な対応による事実確認

1. いじめ発見者は、いじめられている児童を保護し、管理職に報告する。
2. いじめ対策委員会にて指導方針を決定する。
3. 担任、生活指導主任等がいじめられている児童に聞き取りを行う。場合によって、保護者からの聞き取りも行う。
4. いじめ対策委員会がいじめと認知した場合、指導方針を協議し、全校体制で対応を進める。
5. 担任および生活指導主任がいじめをしている児童への聞き取り及び指導を行う。
6. 担任はいじめられている児童の保護者へ事実関係とこれからの指導方針を伝える。
7. 担任および生活指導主任がいじめをしている児童の保護者へ事実関係を伝え、その対応に当たる。場合によって、管理職もその対応に当たる。
8. 担任および生活指導主任は、いじめが発生した学年の児童間の実事関係を調査するとともに、いじめに関する道徳授業や学級指導を行ったり、学級会を開いたりするなど今後、いじめが起きないように努める。

② 市教委への報告、指導・支援による対応

- ・いじめが発生した場合は市教委へ報告し、指導を仰ぐ。
- ・保護者、関係機関、専門機関と連携した対応をとる。

#### (4) 保護者・地域との連携及び意識啓発等

##### ① 保護者・地域との連携による取組

- ・ P T A及び地域の活動によるいじめ防止等の取組の実施
- ・ 学校運営協議会（上北 style）において、自校の取組等の説明と課題解決に向けた協力を要請する。
- ・ パトロール支援隊における登下校の見守り、教育活動の協力者等からの情報収集を行うとともに、必要に応じて協力を要請する。

##### ② 保護者・地域への意識啓発

- ・ P T A総会において、いじめの防止等に関する学校基本方針及び具体的な取組、保護者の責務について伝え、意識の啓発を行う。
- ・ 保護者及び地域の方を対象とした、いじめ問題やネットトラブル等に関わる研修（講演会等）を必要に応じて実施する。

**③「新潟県いじめ等の対策に関する条例」では、「保護者の責務」として、インターネットを通して送信される情報がどのようなもので、どんな特徴があるのかを理解することや、いじめから子どもを守るためにも、被害・加害を問わず、学校と協力して事案の解決に取り組むことが示された。**

#### (5) 関係機関等との連携

- ・ 中学校区幼保小中の連携強化。  
南中学校と、適宜情報交換を行う。  
ちごし保育園の年長児に関する情報交換を3月に行う。
- ・ 見附警察署、児童相談所、見附市青少年育成センター等との連携を図る。

### 5 重大事態への対応

#### (1) 重大事態について

重大事態とは、以下のようなケースを想定している。

##### ① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合

- ・ 児童が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合など

② いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。  
（「相当の期間」については、年間30日を目安としているが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合も含む。）

#### (2) 重大事態発生時の対応

① 学校は重大事態の発生を直ちに見附市教育委員会へ報告し、指導・助言を受ける。

② 事案の事実関係を明確にするための調査を行う。

ア) 学校が調査主体となる場合

- ・ 組織による調査体制を整える。
- ・ 組織で事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・ いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- ・ 調査結果を見附市教育委員会に報告する。
- ・ 見附市教育委員会の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。

イ) 見附市教育委員会が調査主体となる場合

- ・ 学校の設置者の調査依頼に必要な資料の提出など、調査に協力する。

6 いじめ防止等の年間計画について

別紙「見附市立上北谷小学校におけるいじめ防止等のための年間計画」参照

7 取組の評価と学校基本方針の見直し及び修正

(1) 「取組評価アンケート」等の実施

P D C A サイクルで取組を実施するとともに、「取組評価アンケート」等を活用し、定期的に取り組の評価と見直しを行う。

<登校意識>

○お子さんは、喜んで、もしくは目的を持って学校に通っていますか。

<学校対応>

○学校は、児童生徒の人間関係の問題に対して適切に対応していると思いますか。

以上のアンケートの回答を参考にしながら、教職員がいじめ防止の大切さを自覚し適切に対応しているか、いじめ防止を意識しながら学級経営を行っているか見直していく。

(2) 学校基本方針の見直しと修正

「取組評価アンケート」等の結果及び評価等に基づき、必要に応じて学校基本方針の見直しと修正を行う。